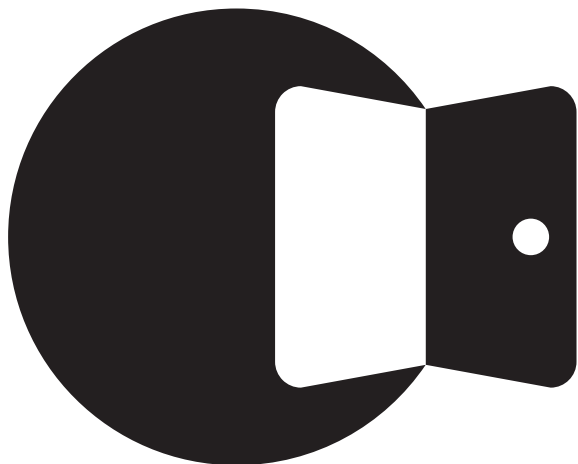


全国銀行協会相談室のご案内



全国銀行協会 相談室

- ・全国銀行協会相談室は、銀行に関するさまざまなご相談やご照会、銀行に対するご意見・苦情を受け付けるための窓口として、全国銀行協会が運営しています。
- ・ご相談・ご照会等は無料です。
- ・詳しくは、全国銀行協会のホームページをご参照ください。

全国銀行協会相談室

検索

ご相談・ご意見はこちらへ

全国銀行協会相談室

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-1
朝日生命大手町ビル19階(全国銀行協会内)



0570-017109

※一般電話からは、市内通話料金でご利用いただけます。

または 03-5252-3772

- 受付日：月～金曜日(祝日および銀行の休業日を除く)
- 受付時間：午前9時～午後5時

全国銀行協会は、法令にもとづいて国の指定を受けた指定紛争解決機関です。

「あっせん委員会」について

- ・銀行とのトラブルが解決しないお客さまは、弁護士、消費者問題専門家、金融業務等に係る有識者等で構成される中立・公正な「あっせん委員会」をご利用いただけます。
- ・「あっせん委員会」では、お客さまと銀行の双方から資料等の提出を受けたうえで、事情をお聞きし、解決のためのあっせん(和解)案を提示します。
- ・「あっせん委員会」は、東京、大阪、名古屋、札幌、仙台、新潟、高松、広島、福岡で開催しています。また、身体上の理由等がある場合、最寄りの銀行協会等にお越しいただき、事情聴取にご出席いただくこともできますので、ご相談ください。
- ・「あっせん委員会」へ申立てを行ったもののトラブルが解決しなかった場合、紛争解決手続が終了した旨の通知を受けてから1か月以内に訴訟を提起したときは、あっせん委員会への申立ての時に訴訟の提起があったものとみなされます(時効の中断効)。

詳しくは、全国銀行協会相談室へお尋ねください。

全国銀行協会相談室では、お客さまから寄せられる相談・苦情について迅速に対応し、お客さまの声を銀行界としてのサービス向上等の取組みにより一層生かすために、全国銀行個人情報保護協議会および銀行とりひき相談所を設置する銀行協会との間で、個人情報保護法第23条第4項第3号にもとづく個人データの共同利用を行っております。お客さまの個人情報の取扱いについては<http://www.zenginkyo.or.jp/privacy/>をご覧ください。

なお、お客さまが反社会的勢力であることが明らかになった場合や、恫喝的または脅迫的な言動があった場合、また公序良俗や社会的公正性に反する行為等に関連する事案の場合などにおいては、全国銀行協会は苦情等には応じませんので、ご了承ください。

SMBC信託銀行プレスティアにご相談等をいただく場合は、
最寄りの支店窓口、または、お電話にて承ります。

0120-110-330 (24時間365日受付)